



JKK東京

ひとと、くらしをあったかく。

すまいのきずな

～自治会通信～

令和6年秋号(№16)

【発行】 J K K東京 公営住宅管理部 都営管理課

「自衛消防訓練実施の手引」リニューアルのお知らせ

都営住宅等は、多くの方が共同で暮らしている住宅です。
消防署への通報の要領や、避難方法などはご存知でしょうか。
今回、「自衛消防訓練実施の手引」のリニューアルを行いましたので、主な内容や追加した項目について紹介します。



- 1 訓練はなぜ必要？
- 2 訓練にはどんな種類・方法がある？
- 3 集合訓練が難しい場合は？
- 4 訓練実施のコツとは？
- 5 (追加) ～トピック～災害備蓄について
→資料の参照先を紹介します。



詳しくは、公社ホームページをご覧ください。

<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/jichikai.html>

公社HPの
QRコード



★消防署による立入検査についてのお願い

立入検査は、**公社の防火管理担当が対応します。**

消防署から自治会に立入検査の連絡があった場合は、公社へ連絡するようお願いください。

「自治会向け法律相談会」を実施しています！

自治会活動に関して、弁護士が法律的な見地から助言を行う法律相談会を毎月実施しています。

1回につき6組の自治会を受け付けており、申込多数の場合は、抽せんにて決定します。

申込方法、予約受付期間や法律相談会の実施日について、別紙のとおり再度お知らせしますのでご覧ください。



「自治会向け翻訳機」の貸出を行っています！

外国語を話す入居者との良好なコミュニケーションを支援するため、自治会向けに多言語翻訳機「ポケトーク」の貸出しを行っています。

申込については、お住まいの窓口センターで行っておりますので、是非ご利用ください。

なお、貸出方法等について、別紙のとおり再度お知らせしますのでご覧ください。



「共益費徴収事業」募集のお知らせ

募集期間：令和7年3月1日から令和7年6月30日まで（予定）

近年、高齢化の進行などに伴い、各戸訪問による共益費の徴収や草刈りなどの共用部分の管理が大きな負担になっていることから、自治会等で実施している共用部分の管理のうち一部を、希望する団地について、東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収する事業を行っています。

ここでは、令和8年4月からの徴収開始に向けた募集についてご案内します。

1 都が徴収する共益費の範囲

以下の①～④のうち、自治会等が希望する項目を東京都が実施します。

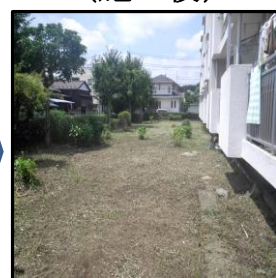
- ①共用部分の電気・水道料金の支払い
- ②共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③草刈り（年2回）、中低木の刈込・剪定（年1回）
- ④落ち葉の清掃（落葉時期のみ）

【草刈り実施例】

（施工前）



（施工後）



2 主な申込条件

原則として団地単位での申し込みを受け付けます。ただし、団地内に複数の自治会等がある場合、電気・水道料金の支払いや草刈り等の実施範囲が他の自治会等と明確に分かれていれば、棟単位での申し込みが可能です。

（申込にはお住まいのみなさまの同意が必要です）。

※ 各項目の金額については、事前の提示ができません（申込後に金額を算定いたします）。目安金額の計算方法を下記の募集案内に記載いたしますので、ご確認ください。

3 募集案内の請求方法

- 募集案内を希望する場合は、本紙に同封している＜共益費徴収事業 資料請求はがき＞に必要事項を記入のうえ、郵送してください。ご郵送いただいた自治会等には、募集案内を令和7年2月以降、順次発送します。
- なお、郵送期限は令和7年5月31日までです。申込には書類の準備などに時間を要しますので、＜共益費徴収事業 資料請求はがき＞はお早めに投函してください。

4 すでに共益費徴収事業を実施している自治会等のみなさまへ

現在の実施内容に項目追加や削除のご希望がある場合は、令和7年3月1日から同年7月30日までに申し込みが必要です。

お問い合わせは、

J K K東京お客さまセンターへ

受付時間 9時～18時

（土日・祝日・年末年始は除く）

・ 本紙に関すること

都営管理課 都営管理係

・ 共益費徴収事業に関すること

都営管理課 共益費事業推進係

ナビダイヤル ☎0570-03-0071

※携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

☎03-6279-2652